

漁業の制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間（案）

1 制限措置の内容

- (1) 漁業種類 いかかご漁業
- (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数 下表のとおり
- (3) 船舶の総トン数 10トン未満
- (4) 推進機関の馬力数 定めなし
- (5) 操業区域 下表のとおり
- (6) 漁業時期 下表のとおり
- (7) 漁業を営む者の資格 下表のとおり

操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数
共同漁業権共第2号（平成25年9月1日免許）の漁場の区域	3月15日から5月20日まで	共同漁業権共第2号の組合員行使権者	9隻
共同漁業権共第3号（平成25年9月1日免許）の漁場の区域	〃	共同漁業権共第3号の組合員行使権者	6隻
共同漁業権共第15号（平成25年9月1日免許）の漁場の区域	5月1日から6月30日まで	共同漁業権共第15号の組合員行使権者	3隻

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和5年1月25日から2月24日まで